

第6章 計画の推進

1 関係機関・団体等との連携

(1) 庁内関係課における連携

本計画で定めた施策は、高齢者福祉部門に加え、他の部門にわたっています。庁内関係課が緊密に連携し、一体となって施策を推進していきます。

(2) 関係機関との連携

本計画で定めた施策を推進するためには、サービスの提供主体でもある介護保険サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関等との連携が不可欠です。市は高齢者の多様なニーズに対応するため、関係機関等との緊密な連携に努めます。

(3) 地域住民等との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域住民、ボランティア活動を行っている個人・団体、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と市が、それぞれの役割を果たしながら連携していく必要があります。地域の方々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するよう、地域全体で福祉を支えていく仕組みづくりを進めます。

2 計画の進捗管理及び評価

国は平成30年度から、保険者が行う高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため、客観的な指標をもとに、市町村の様々な取組の達成状況を評価するとともに、その達成状況に応じて「保険者機能強化推進交付金」を交付しています。

また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組のさらなる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設され、保険者には、交付金を活用した高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組が求められています。

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、介護保険事業の実施状況や高齢者福祉施策の進捗管理を行うとともに、鶴ヶ島市介護保険運営審議会で課題の検討や評価を行い、施策の一層の充実に努めます。

こうした計画の進捗管理及び評価を、地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に継続して行うことにより、次期計画の策定につなげます。

